

# 1

# 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の法的な位置付けは「第1章 廃棄物処理法概論 5 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物」で概説している。この節では個別の特別管理産業廃棄物の種類、性状、基準を述べる。

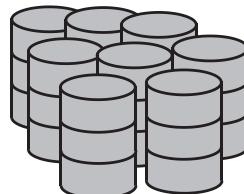
## 1-1 特別管理産業廃棄物の種類と性状

特別管理産業廃棄物を大きく分類（図1.1）すると以下の4種類に、輸入された特別管理産業廃棄物を加えたものとなる（詳細は表1.1参照）。

- (1) 廃油（燃焼性）
- (2) 廃酸・廃アルカリ（腐食性）
- (3) 感染性産業廃棄物（感染性）
- (4) 特定有害産業廃棄物

15 —

20 —



特別管理産業廃棄物

25 —



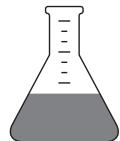
廃油  
(燃焼性)



廃酸・廃アルカリ  
(腐食性)

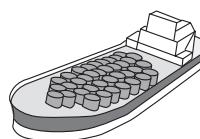


感染性産業廃棄物  
(感染性)



特定有害産業廃棄物

30 —



輸入された特別管理産業廃棄物

●図1.1 特別管理産業廃棄物の分類

35 —

40 —

●表1.1 特別管理産業廃棄物の種類と概要

(廃棄物処理法施行令第2条の4による)

種類		説明	
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類 <sup>1)</sup>	— 5
廃酸		pH2.0以下の酸性廃液	
廃アルカリ		pH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物		病院、診療所等から排出される感染性のある又はそのおそれのある産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃油	
	PCB汚染物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類：PCBが付着し又は封入されたもの 金属くず：PCBが付着し又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが付着したもの がれき類：PCBが付着したもの	事業活動等発生物 <sup>2)</sup> — 10
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの	
有害産業廃棄物	廃水銀等及びその処理物	施行規則別表第1に掲げる施設で生じた廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入されたものを除く。）、水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀及び処分するために処理したもの（基準不適合のもの）	— 15
	廃石綿等	・石綿建材除去事業 <sup>3)</sup> により除去された吹付け石綿 ・石綿建材除去事業で生じた石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、人の接触、気流及び振動等により前述保温材と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材 ・石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物（シート、防じんマスク、作業衣等の用具・器具） ・大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿及び輸入された石綿で、集じん施設で集められたもの ・特定粉じん発生施設、又は集じん施設を設置する工場・事業場で使用した石綿付着物及び輸入された石綿付着物（防じんマスク、集じんフィルタ等の用具・器具）	— 20
有害産業廃棄物等を含む産業廃棄物	① 指定下水汚泥：金属等 <sup>5)</sup> 、揮発性有機化合物 <sup>6)</sup> 、農薬類 <sup>7)</sup> DXN がそれぞれ基準不適合のものとして下水道法施行令で指定されたもの（現在は存在しない） ② 鉛さい：金属類 <sup>4)</sup> が基準不適合のもの ③ その他の産業廃棄物：金属等、揮発性有機化合物、農薬類、DXN それぞれについて、施行令別表第3で規定する特定の排出源（工場・事業場又は施設）で生じたもので、特定有害産業廃棄物であるものは、次のとおりである。 ア ばいじん a 大気汚染防止法施行令に規定する特定のばい煙発生施設で生じたばいじんで Hg が基準不適合のもの b 施行令第7条に規定する汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設で生じたばいじんで、1,4-ジオキサンが基準不適合のもの c 大気汚染防止法施行令に規定する特定のばい煙発生施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Se が基準不適合のもの d 施行令第7条に規定する廃プラスチック類焼却施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr(VI)、Se が基準不適合のもの e 施行令第7条に規定する産業廃棄物の焼却施設で生じたばいじんで、Cr(VI)、As が基準不適合のもの f DXN 特措法施行令に規定する特定施設で生じた集じんばいじんで DXN が基準不適合のもの イ 燃え殻： a 施行令第7条に規定する廃プラスチック類の焼却施設で生じた燃え殻で、Cd、Pb、Cr(VI)、Se が基準不適合のもの b 施行令第7条に規定する産業廃棄物の焼却施設で生じた燃え殻で、Cr(VI)、As が基準不適合のもの c DXN 特措法施行令に規定する特定施設で生じた集じん燃え殻で DXN が基準不適合のもの ウ 廃油（廃溶剤）：水質汚濁防止法に規定する特定施設等から生じた揮発性有機化合物である廃溶剤 エ 汚泥、廃酸、廃アルカリ： a 水質汚濁防止法に規定する特定施設で生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリで、金属等、揮発性有機化合物、農薬類ごとに基準不適合のもの b DXN 特措法施行令別に規定する特定施設で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、DXN が基準不適合のもの ④ 上記①、②、③の有害金属等を含む産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの	— 25	
		① 輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じた集じんばいじん <sup>9)</sup> 及びその処理物で重金属が基準不適合のもの <sup>10)</sup> （施行令第2条の4第6号） ② 輸入廃棄物を DXN 特措法施行令に規定する特定施設である廃棄物焼却炉で焼却して生じた燃え殻、ばいじん及びその処理物が DXN 基準を超えるもの（施行令第2条の4第7号） ③ 輸入廃棄物を DXN 特措法施行令に規定する特定施設である廃棄物焼却炉で焼却し、その廢ガス洗浄施設等で生じた汚泥及びその処理物が DXN 基準を超えるもの（施行令第2条の4第8号） ④ 輸入廃棄物である集じんばいじん（施行令第2条の4第9号） ⑤ 輸入廃棄物である燃え殻、汚泥で DXN が基準不適合のもの（施行令第2条の4第10～11号）	— 35
		— 40	

- 注 1) 燃焼性を判断するための方法（引火点等）は規定されていないが、旧厚生省通知で70°C未満とされている。  
 2) 事業活動等発生物とは、事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたものをいう。  
 3) 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。  
 4) 金属類とは、アルキル Hg（アルキル水銀化合物）、緑 Hg（水銀又はその化合物）、Cd（カドミウム又はその化合物）、Pb（鉛又はその化合物）、Cr（VI）（六価クロム化合物）、As（ヒ素又はその化合物）、Se（セレン又はその化合物）をいう。  
 5) 金属等とは、上記 4) の金属類の外、O-P（有機燐化合物）、CN（シアノ化合物）、PCB をいう。  
 6) 撥発性有機化合物とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンをいう。  
 7) 農薬類とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブをいう。  
 8) 輸入された廃棄物（法第 2 条第 4 項第 2 号）における特別管理産業廃棄物は、施行令第 2 条の 4 第 9 ~ 11 号に指定されたものをいう。  
 9) 集じんばいじんとは、廃棄物焼却施設、DXN 特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじんで、集じん施設で集められたものをいう。  
 10) 基準不適合とは、環境省令（昭和48年総理府令第5号「判定基準省令」又は廃酸・廃アルカリについては廃棄物処理法施行規則別表第2）で定める判定基準（P71表1.8）に適合しないものをいう。

5 —

## 10 — (1) 廃油（燃焼性）

特別管理産業廃棄物である廃油（燃焼性）は、「燃焼しにくい廃油を除く廃油」であり、燃焼しにくい廃油とは①タールピッチ類、②「揮発油類、灯油類及び軽油類を除いた廃油」である。つまり、**揮発油類、灯油類、軽油類が廃油となったものが特別管理産業廃棄物の燃焼性廃油に該当することになる**。なお、燃焼性を判断するための方法（引火点等）は規定されていないが、旧厚生省通知によれば、①事業活動によって排出される揮発油、灯油、軽油のうち廃油になったもの、②これらの油を使用することによって排出される引火点が70°C未満の廃油とされている。

15 —

20 —



25 —

揮発油類、灯油類、軽油類が廃油になったもの

揮発油類、灯油類、軽油類を使用することによって排出される廃油で引火点が70°C未満のもの

●図1.2 特別管理産業廃棄物の燃焼性廃油

30 —

## (2) 廃酸、廃アルカリ（腐食性）

特別管理産業廃棄物である廃酸は、水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの、廃アルカリは、pHが12.5以上のものである。

35 —

強酸	pH2.0	pH7.0	pH12.5	強アルカリ
特別管理産業廃棄物の廃酸	産業廃棄物の廃酸	産業廃棄物の廃アルカリ	特別管理産業廃棄物の廃アルカリ	

●図1.3 特別管理産業廃棄物の廃酸、廃アルカリ

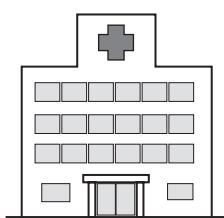
40 —

### (3) 感染性産業廃棄物（感染性）

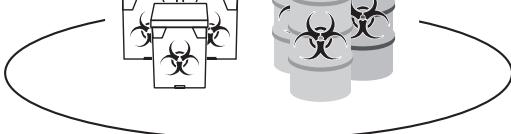
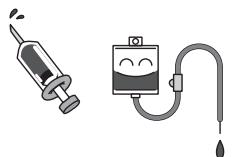
感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物、又はこれらのおそれのある廃棄物である。

「感染性廃棄物処理マニュアル」では、感染性廃棄物の具体的な判断は、「形状の観点」、「排出場所の観点」及び「感染症の種類の観点」から行うとしている。院内処理で、高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）又は乾熱滅菌及び肝炎ウイルスに有効な薬剤又は煮沸による消毒等により不活化して、非感染性廃棄物としたものは、普通の産業廃棄物になる（指定業種が限定されている廃棄物にあっては、普通の一般廃棄物になる場合もある）。

— 5



- ・病院
- ・診療所（保健所、血液センター等を含む）
- ・衛生検査所
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・助産所
- ・動物の診療施設
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限定）
- ・大学及びその付属試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限定）
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限定）



— 10

— 15

— 20

注射針や輸血点滴セットなどの医療器  
材、ディスポーザブル製品などであって、  
感染性病原体が含まれ、若しくは付着し  
ている又は、そのおそれがある廃棄物

●図1.4 感染性産業廃棄物

— 25

#### 1) 形状の観点

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）（以下「血液等」という。）
- ② 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、皮膚等）
- ③ 血液等が付着した鋭利なもの
- ④ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

— 30

#### 2) 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において、治療、検査等に使用された後、排出されたもの

#### 3) 感染症の種類の観点

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る）

— 35

1) の形状に該当する廃棄物は直ちに感染性廃棄物とされ、1) に該当しない廃棄物で

— 40

も2)の場所で排出された場合は感染性廃棄物とされる。また、2)以外の場所で感染症の治療、検査等が行われた場合は、3)により、感染症の治療、検査等に使用された廃棄物は、感染性廃棄物となる。

5 — また、上記の1)～3)の観点から感染性廃棄物に該当するか否かを判断できない場合は、付着した廃棄物の形状、性状、付着の程度の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。医療関係機関等からは、例えば、注射針（金属くず）、ビニールチューブ（廃プラスチック類）等の産業廃棄物が発生するが、これらのうち感染性のあるもののみが感染性産業廃棄物となる（資料編P282「資料27廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（抜粋）」参照）。

10 — なお、感染性廃棄物はその特徴から、一般廃棄物と産業廃棄物に分別して排出することが困難であることから、感染性産業廃棄物を処理できる許可業者は感染性一般廃棄物も合わせて処理できる（法第14条の4第17項）。

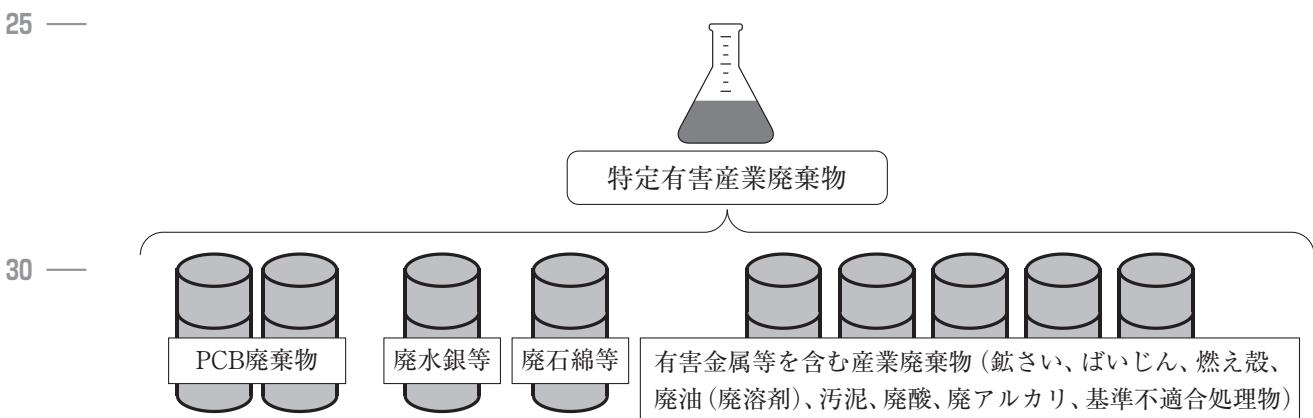
15 — ※新たな感染症の拡大やそのおそれがある際には、環境省や業界団体は必要に応じガイドラインやマニュアルを定め隨時公表している。より一層慎重な取り扱いが求められることから、最新の情報を得て適切に対応する必要がある。令和2年1月頃から、全世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症に関しては以下に対策が取りまとめられている。

20 — 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料（環境省）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

#### (4) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物とは図1.5に示すものである。このうち有害金属等を含む産業廃棄物とは、特定排出源（特定の事業場又は施設：施行令別表第3に掲げる施設等）から排出される燃え殻や汚泥等の産業廃棄物で、水銀等の有害物質の含有量や溶出濃度が環境省令で定める基準に適合しないものなどが該当する（施行令第2条の4第5号）。



●図1.5 特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物

##### 35 — 1) PCB廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物）

###### ① PCB廃棄物に係る規制等

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は電気機器（変圧器（トランス）、コンデンサー、安定器等）用の絶縁油（図1.6参照）、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙等の用途に利用されていたが、昭和47年以降製造が禁止されている。

40 —



変圧器

コンデンサー

安定器

●図1.6 PCBが使用された代表的な電気機器の例

PCB廃棄物が長期にわたって処分されない状況にあったことから、PCB廃棄物の保管、処分等に必要な規制等を行うとともに、処理に必要な体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することを目的に、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という）」が施行され、その処分期限が規定された。

また、平成28年のPCB特別措置法改正では、現在使用中のPCB製品も含めて、早急な処分を行うよう規定されたほか、PCB廃棄物の保管事業者が、処分期間内に処分（又は処分の委託）を行わない場合は、改善命令や罰則の対象になることも規定された。

## ② PCB廃棄物

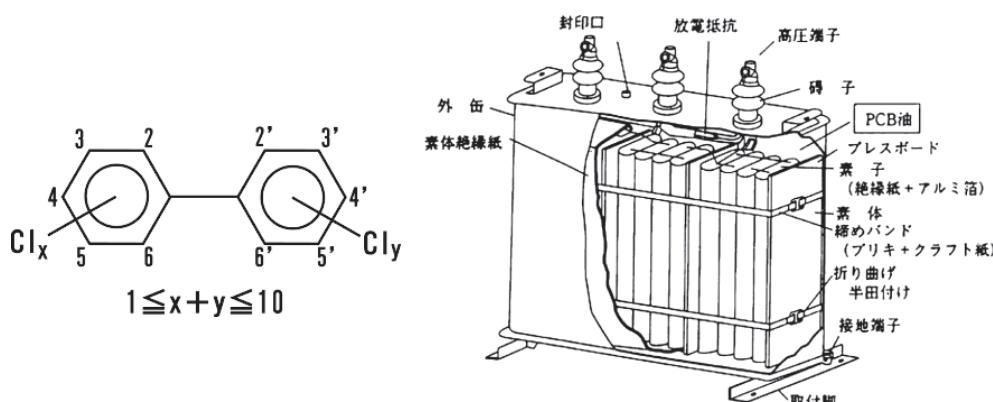
廃棄物処理法では、特定有害産業廃棄物として廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の3種類を規定している。

### ア 廃PCB等

廃PCB及びPCBを含む廃油で、熱媒体や電気絶縁油として使用されたPCB、PCBを含む廃油等が該当する。

### イ PCB汚染物

PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類で、例えば変圧器、コンデンサー等の電気機器、蛍光灯の安定器、感圧複写紙、ウエス等が該当する（図1.7参照）。



●図1.7 PCBの構造式及びPCB汚染物の例（コンデンサーの構造）

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

## ウ PCB処理物

廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準（判定基準）に適合しないものである。その判定基準（表1.2参照）はPCB廃棄物を無害化処理し、PCB廃棄物でなくなったか否かを判定する基準である（施行規則第1条の2第4項）。PCB汚染油の処理済油、汚泥や廃酸・廃アルカリ等の残さ分について、PCB判定基準による検証を行い、適合していることを確認できれば適正に処理したことになる。しかし、不適合の場合はPCB処理物として再処理する必要がある。

5 —

10 —

●表1.2 PCB処理物の判定基準\*（卒業基準）

種類	基準
廃油	0.5mg/kg以下（含有量）
廃酸・廃アルカリ	0.03mg/L以下（含有量）
廃プラスチック類・金属くず 陶磁器くず (次のいずれかの方法を採用) ・洗浄液試験法 ・拭き取り試験法 ・部材採取試験法	付着又は封入されていないこと。 付着していないこと。 洗浄液：0.5mg/kg以下（含有量） 面積：0.1μg/100cm <sup>2</sup> 以下（付着量） 部材：0.01mg/kg以下（付着量）
上記以外のもの	検液が0.003mg/L以下（溶出量）

\* 判定基準の検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（旧厚生省告示第192号、平成4年7月）」で定められている。

15 —

20 —

25 —

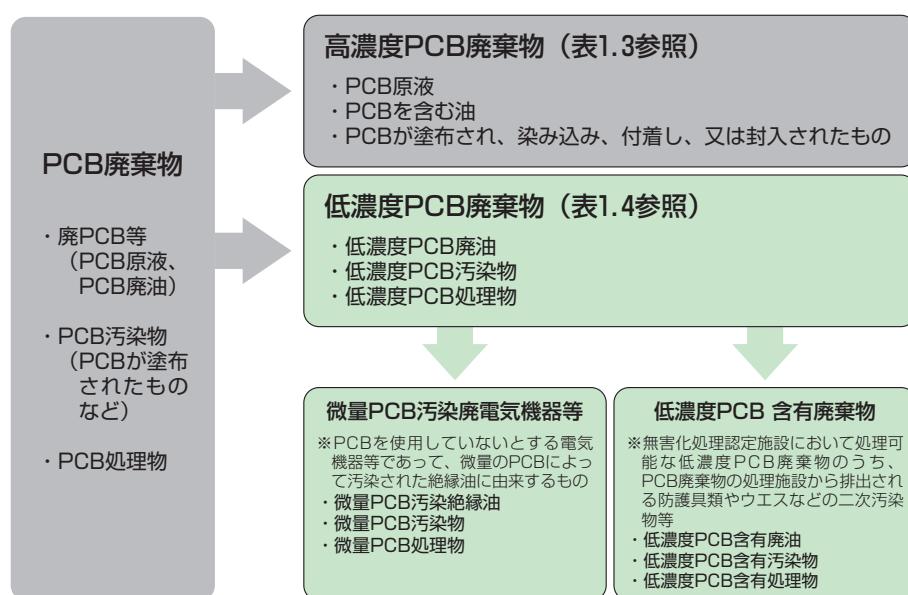
### ③ PCB特別措置法による定義

PCB特別措置法では、PCB廃棄物を「PCB原液が廃棄物となったもの」「PCBを含む油が廃棄物となったもの」「PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの」と定義している。PCB廃棄物は、高濃度PCB廃棄物（表1.3参照）とその他のPCB廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物（表1.4参照）」という）に区分される（図1.8）。

30 —

35 —

40 —



●図1.8 PCB廃棄物の区分

●表1.3 高濃度 PCB 廃棄物となる基準

廃棄物の種類		高濃度となる基準
PCB 原液が廃棄物となったもの		全て高濃度 PCB 廃棄物に該当
PCB を含む油が廃棄物となったもの		油の重量に占める PCB の重量の割合が0.5% <sup>*1</sup> を超えるもの
PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物	①汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだもの	該当廃棄物のうち PCB を含む部分の重量の割合が100,000mg/kg <sup>*2</sup> を超えるもの
	②廃プラスチック類のうち、PCB が付着され、又は封入されたもの	該当廃プラスチック類のうち PCB を含む部分の重量の割合が100,000mg/kg <sup>*2</sup> を超えるもの
	③金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着され、又は封入された物	該当廃棄物に付着し、又は封入されたものの PCB を含む部分の重量の割合が5,000mg/kg <sup>*1</sup> を超えるもの

※1 5,000mg/kg ⇔ 0.5%

※2 100,000mg/kg ⇔ 10%

●表1.4 低濃度 PCB 廃棄物の区分

低濃度 PCB 廃棄物		
区分	I 微量 PCB 汚染廃電気機器等 <sup>*</sup>	II 低濃度 PCB 含有廃棄物
①低濃度 PCB 廃油	イ 微量 PCB 汚染絶縁油 (電気機器又は OF ケーブルに使用された絶縁油であって微量の PCB に汚染されたもの)	口 低濃度 PCB 含有廃油 (PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃油等) (主として液状物)
②低濃度 PCB 汚染物	イ 微量 PCB 汚染物 (微量 PCB 汚染絶縁油によって汚染されたもの)	口 低濃度 PCB 含有汚染物 ・PCB 濃度が100,000mg/kg以下の汚泥、紙くず、木くず、纖維くず、廃プラスチック類 ・金属くず、陶磁器くず、コンクリート破片等の不要物(金属くず等)に付着したものの PCB 濃度が5,000mg/kg以下のもの (主として固形物)
③低濃度 PCB 処理物	イ 微量 PCB 処理物 (①イ、②イを処分するために処理したもの)	口 低濃度 PCB 含有処理物 (PCB 廃棄物を処分するために処理したものであって、PCB 濃度が5,000mg/kg以下のもの(金属くず等は付着物の PCB 濃度をいう。))

出典：環境省：低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－（令和2年10月改定）

※ PCB を使用していないとする電気機器等であって、非意図的に微量の PCB に汚染された絶縁油を含むもの

低濃度 PCB 廃棄物のうち「低濃度 PCB 汚染物」については、「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）（令和元年10月11日付け環循規発第1910112号、環循施発第1910111号）」により、原則として「PCB 処理物の判断基準と同じ数値を低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準とする」とされた。

— 40

また、PCB特別措置法で規定する高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物のいずれの産業廃棄物も、廃棄物処理法では特別管理産業廃棄物に該当する。

さらに、低濃度PCB廃棄物は、「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン—焼却処理編—（令和2年10月改訂）」において微量PCB汚染廃電気機器等と低濃度PCB含有廃棄物から構成されることが示されており、廃棄物処理法施行規則第12条の12の14において規定される無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物である。

#### PCB含有塗膜等

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもののが存在しており、今後もさらに増加していく可能性があることから、これらの汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、これらを無害化処理認定制度の対象に追加した。これにより、PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの以下可燃性の汚染物等については低濃度PCB廃棄物となる（令和元年12月20日環境省通知、環循規発第1912201号、環循施発第1912201号）。

PCB含有塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物は、PCB含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者に処理責任があるため、法で定める建設工事の元請業者を排出事業者とする旨の規定は適用されない（平成31年2月26日環境省通知、環循規発第1902263号、環循施規発第1902261号）。

## 2) 廃水銀等及びその処理物

### ① 水銀を含む廃棄物に係る規制等

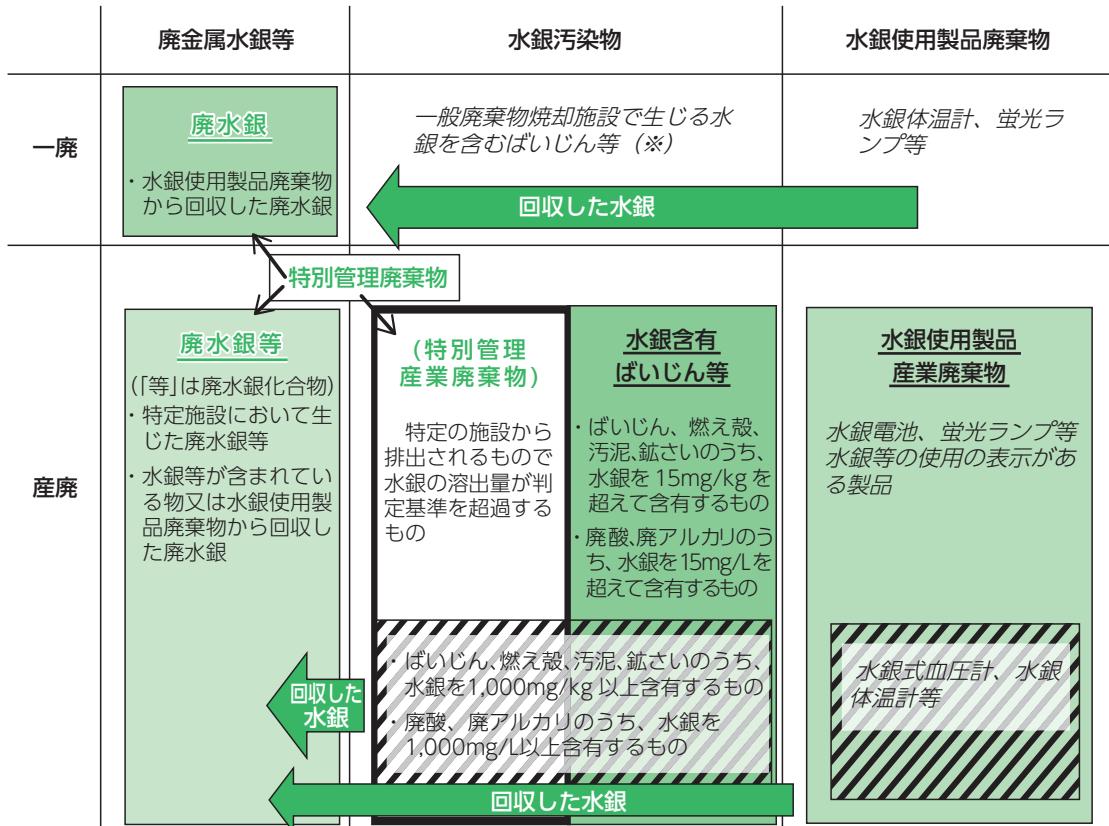
水銀は、大気中の長距離移動性、環境中での循環・残留性、生物体内蓄積性を有している。このため、水銀の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的に関連法規等が整備されている。廃棄物処理法では、水銀を含む廃棄物を処理（保管、収集・運搬、処分）する場合の処理基準が規定されている。

水銀を含む産業廃棄物は、図1.9のとおり区分される。図中、特別管理産業廃棄物となるものは次のアとイである。

ア 廃金属水銀等のうち、特定の施設において生じた廃水銀及び廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれているもの又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀及びその処理物（以下「廃水銀等」という）

イ 水銀汚染物のうち、P59表1.1の特定有害産業廃棄物に該当するもの（図1.9黒太枠内）

なお、水銀汚染物のうち、ばいじん等に含まれる水銀を環境省令で定める基準を超えて含有するもので特定施設以外から排出される廃棄物（以下「水銀含有ばいじん等」という）及び水銀使用製品産業廃棄物（水銀ボタン電池などの水銀が製品の中に入っているもの）は、特別管理産業廃棄物ではなく普通の産業廃棄物に該当する。



- 下線: 水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正(平成27年)により新たに定義されたもの
- 水銀回収義務付け対象  
特別管理産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に該当するものの中で含有量が1,000mg/kg(1,000mg/L)の場合、及び一部の水銀使用製品産業廃棄物(スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計等)は金属水銀を回収する義務の対象となる。
- 緑字: 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物
- ※: 一日あたりの処理能力が5t以上的一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する
- 斜体: 例示

出典: 環境省: 水銀廃棄物ガイドライン(令和3年3月)を一部修正

図1.9 水銀廃棄物の分類

## ② 廃水銀等及びその処理物

特別管理産業廃棄物としての廃水銀等及びその処理物とは、次のア～ウに該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)である。

ア 表1.5の施設において生じた廃水銀(ただし、水銀使用製品産業廃棄物に封入されていた水銀は除く)

表1.5 廃水銀等の排出源となる施設

1	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
2	水銀使用製品の製造の用に供する施設
3	灯台の回転装置が備え付けられた施設
4	水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品(水銀圧入法測定装置を除く。)を除く。)を有する施設
5	国又は地方公共団体の試験研究機関
6	大学及びその附属試験研究機関
7	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
8	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

9	保健所
10	検疫所
11	動物検疫所
12	植物防疫所
13	家畜保健衛生所
14	検査業に属する施設
15	商品検査業に属する施設
16	臨床検査業に属する施設
17	犯罪鑑識施設

5 —

イ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀（水銀使用製品の破損により漏洩した水銀は廃水銀には該当しない）

ウ 上記ア又はイに該当する廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準<sup>\*</sup>に適合しないものに限る）

※ 環境省令で定める基準とは、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること。

15 —

### 3) 廃石綿等

#### ① 石綿を含む産業廃棄物に係る規制等

石綿は発がん性等を有するため、石綿を含む製品の製造等は現在全面禁止となっている。今後、現在使用中の製品等の解体、除去後の産業廃棄物の処理が課題となるため、関連法規等が整備されている（表1.6参照）。

20 —

●表1.6 石綿を含む産業廃棄物に係る主な関連法規等

区分	関連法規等	主な規制内容
解体・除去	労働安全衛生法	石綿障害予防規則に掲げる内容を事業者の講ずべき措置として規定。
	石綿障害予防規則	石綿が使用されている建物等の解体を行う場合の、事前調査、作業主任者の選任、作業環境測定、作業基準、作業内容の記録・保存等を規定。
	労働安全衛生規則	石綿含有率が0.1%を超える吹き付け石綿等が使用されている建物の解体前の「石綿飛散防止対策」、除去を行う場合の届出等を規定。
	じん肺法	事業者は、石綿を扱う作業に従事させる作業員へのじん肺健康診断の実施等を規定。
	大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施の届出、作業基準、敷地境界基準等を規定。
産業廃棄物処理	廃棄物処理法	廃棄物として処理（保管、収集・運搬、中間処理、最終処分）する場合の基準を規定。
	石綿含有廃棄物等処理マニュアル	法に基づいて廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集・運搬、中間処理、最終処分を適正に行うために必要な具体的な事項を規定。

35 —

廃棄物処理法では、石綿を含む製品等を解体、除去後に産業廃棄物として処理（保管、収集・運搬、処分）する場合の処理基準が規定されている。

石綿を含む産業廃棄物は、「特別管理産業廃棄物である廃石綿等」と「普通の産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物」に区分され、表1.7のとおり処理基準が適用される。

40 —

●表1.7 石綿を含む産業廃棄物への基準の適用

大分類	石綿含有量 (%)	基準の適用		
		特別管理産業廃棄物に係る基準	石綿含有産業廃棄物に係る基準	普通の産業廃棄物に係る基準
廃石綿等	基準なし <sup>1)</sup>	○	×	×
石綿含有産業廃棄物	0.1%超 <sup>2)</sup>	×	○	○
上記以外で、石綿を含む産業廃棄物	上記以外	×	×	○

○：適用、×：非適用

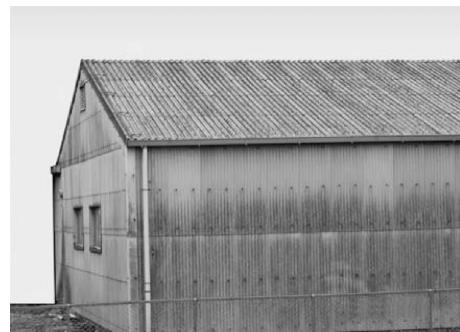
1) 施行規則第1条の2第9項に該当するものが廃石綿等と定められているが、含有量の基準値はない。

2) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた建設系の産業廃棄物に限る。

廃石綿等とは、「飛散するおそれのあるもの」として、施行規則第1条の2第9項第1～7号で規定されている。例えば、第1号では、「建築物その他の工作物(建築物等)に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿」と規定している(図1.10[左]参照)。

石綿含有産業廃棄物は、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。」と定義している(施行規則第7条の2の3)(図1.10[右]参照)。

なお、前述の規定から、0.1%を超えて石綿を含んでいても、飛散性が無く、建設系以外(製造や販売等)から排出された場合は、「廃石綿等」や「石綿含有産業廃棄物」には該当しない、普通の産業廃棄物となる。



出典：目で見るアスベスト建材（第2版）国土交通省

●図1.10 [左] 吹き付け材(廃石綿等)及び[右]屋根材(石綿含有産業廃棄物)の例

## ② 廃石綿等

特別管理産業廃棄物としての廃石綿等とは、飛散するおそれのあるものであり、具体的には以下のものである。

- ア 廃石綿及び石綿を含み、又は石綿が付着している産業廃棄物で、石綿建材除去事業に係る吹付け石綿、石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材、廃棄された防じんマスク等で石綿が付着しているおそれのあるもの
- イ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で、集じん施設で集められたもの

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

- ウ 特定粉じん発生施設、集じん施設を設置する工場・事業場で用いられて廃棄された、防じんマスク等石綿が付着しているおそれのあるもの  
エ 輸入されたものであって、事業活動によって生じた石綿で、集じん施設で集められたもの及び廃棄された防じんマスク等で、石綿が付着しているおそれのあるもの

5 —

#### 4) 有害金属等を含む産業廃棄物

有害金属等を含む産業廃棄物とは、以下のものをいう。

- ① 指定下水汚泥
- ② 鉱さい

10 —

- ③ 特定の排出源から排出される産業廃棄物で、定められた金属等の有害物質の量が「判定基準省令※」又は廃酸・廃アルカリについては施行規則別表第2の基準に適合しないもの及びトリクロロエチレン等の廃油（廃溶剤）

※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号（表1.8参照）

15 —

- ④ 基準不適合処理物

①～④の詳細は以下のとおりである。

- ① 指定下水汚泥

下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥をいう。現在は指定されていない。

- ② 鉱さい

鉱さいとは、高炉、平炉、転炉、電気炉で生じたスラグ、キューポラ溶鉱炉のノロ・ドロス等、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等である。これらの産業廃棄物でアルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物（Hg）、カドミウム又はその化合物（Cd）、鉛又はその化合物（Pb）、六価クロム化合物（Cr（VI））、砒素又はその化合物（As）、セレン又はその化合物（Se）について、判定基準を超えるものである。

25 —

なお、鉱さいについては、次の③のような特定の排出源から排出されたもののみとする規定はないため、いずれの施設から排出された場合でも対象となる。

- ③ 特定の排出源から排出される産業廃棄物で、有害金属等の量が判定基準を超えるもの及び廃油（廃溶剤）

30 —

特定の排出源から排出される「ア　ばいじん」「イ　燃え殻」「ウ　廃油（廃溶剤）」「エ　汚泥、廃酸、廃アルカリ」をいい、具体的には以下のとおりである。

ア　ばいじん

- a 大気汚染防止法施行令別表第1に規定するばい煙発生施設のうち特定の施設で生じたばいじんで、アルキル水銀化合物及びHgが判定基準に適合しないもの。なお、廃棄物の焼却施設で生じたHgを含むばいじんは、対象となっていない。

35 —

- b 施行令第7条に規定する汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設で生じたばいじんで、1,4-ジオキサンが判定基準に適合しないもの。

40 —

- c 大気汚染防止法施行令別表第1に規定されるばい煙発生施設のうち特定の施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr（VI）、As、Seが判定基準に適合しない

●表1.8 有害金属等を含む産業廃棄物の判定基準<sup>1)2)</sup>

有 害 物 質	燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚 泥	有害金属等を含む産業廃棄物を 処分するために処理したもの		廃酸、廃アル カリ
			廃酸、廃アル カリ以外の場合	廃酸、廃アル カリの場合	
試験方法 (単位)	溶出試験 (mg/L以下) <sup>3)</sup>			含有量試験 (mg/L以下) <sup>3)</sup>	
1 アルキル水銀化合物	不検出 <sup>4)9)</sup>	不検出 <sup>4)</sup>	不検出 <sup>4)</sup>	不検出 <sup>4)</sup>	不検出 <sup>4)</sup>
2 水銀又はその化合物 (Hg)	0.005 <sup>5)</sup>	0.005	0.005	0.05	0.05
3 カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.09 <sup>5)</sup>	0.09 <sup>5)</sup>	0.09 <sup>5)</sup>	0.3	0.3
4 鉛又はその化合物 (Pd)	0.3 <sup>5)</sup>	0.3 <sup>5)</sup>	0.3 <sup>5)</sup>	1	1
5 有機燐化合物 <sup>6)</sup> (O-P)	—	1	1	1	1
6 六価クロム化合物 (Cr (VI))	1.5 <sup>5)</sup>	1.5 <sup>5)</sup>	1.5 <sup>5)</sup>	5	5
7 ポリ素又はその化合物 (As)	0.3 <sup>5)</sup>	0.3 <sup>5)</sup>	0.3 <sup>5)</sup>	1	1
8 PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
9 トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
10 テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
11 ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
12 四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
13 1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
14 1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
16 1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
17 1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
18 1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
19 チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
20 シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
21 チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
22 ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
23 セレン又はその化合物 (Se)	0.3 <sup>5)</sup>	0.3 <sup>5)</sup>	0.3 <sup>5)</sup>	1	1
24 1,4-ジオキサン	0.5 <sup>7)</sup>	0.5	0.5	5	5
試験方法 (単位)	含有量試験 (値以下) <sup>3)</sup>				
25 ダイオキシン類 (DXN) <sup>8)</sup>	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/L	100pg-TEQ/L

注 1) 判定基準は、総理府令第5号「判定基準省令」又は廃棄物処理法施行規則別表第2(廃酸・廃アルカリ)による。

2) 指定下水汚泥は省略。

3) 溶出試験の基準値は、溶媒中に溶出した濃度、含有量の基準値は廃酸、廃アルカリに含まれる濃度を示す。

4) アルキル水銀化合物の不検出とは、アルキル水銀化合物の検出限界0.0005mg/L未満をいう。

5) 金属類の基準値は、3倍値基準（土壤に吸着されやすいことが考慮され、排水基準の3倍の値が採用されている）である。

6) 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN（エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネート）をいう。

7) ばいじん及びその処理物に適用。

8) ダイオキシン類は、鉱さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥及びその処理物に含まれる含有量を示す。

単位のng: ナノグラム (1 gの10億分の1、 $10^{-9}$  g)、pg: ピコグラム (1 gの1兆分の1、 $10^{-12}$  g)

毒性等価換算量 (TEQ:Toxicity equivalent quantity)：ダイオキシン類は、通常は混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシン類の毒性の強さは、各異性体の量にそれぞれの毒性等価係数 (TEF:Toxicity equivalency factor) を乗じた値を総和した毒性等価換算量として表す。毒性等価係数は、最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDの毒性を1とし、各異性体の毒性の強さを表したものである。

9) 燃え殻を除く。

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

もの

- d 施行令第7条に規定する廃プラスチック類の焼却施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr(VI)、Seが判定基準に適合しないもの
- e 施行令第7条第1項第13の2号に規定する産業廃棄物焼却施設で生じたばいじんで、Cr(VI)、Asが判定基準に適合しないもの
- f DXN特別措置法施行令別表1に規定する特定施設である廃棄物焼却炉で生じたばいじんで、DXNが判定基準に適合しないもの。

なお、個々の排出源については資料編P180「資料6 特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）」参照。

5 —

- 例1) 廃プラスチック類焼却施設で発生するばいじんに含まれる鉛又はその化合物が、溶出試験により0.3mg/Lを超える場合は特定有害産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）となるが、石炭ボイラで発生する同様のばいじんは特定有害産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）とはならない。
- 例2) 無機顔料製造業洗浄施設で発生する廃酸・廃アルカリであって、この溶液に鉛又はその化合物が、含有量試験により1mg/Lを超える場合は特定有害産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）となる。

10 —

#### イ 燃え殼

- a 施行令第7条に規定する廃プラスチック類の焼却施設で生じた燃え殼で、Cd、Pb、Cr(VI)、Seが判定基準に適合しないもの
  - b 施行令第7条に規定する産業廃棄物の焼却施設で生じた燃え殼で、Cr(VI)、Asが判定基準に適合しないもの
  - c DXN特別措置法施行令別表1に規定する廃棄物焼却炉で産業廃棄物を焼却して生じた燃え殼で、DXNが判定基準に適合しないもの
- なお、個々の排出源については資料編P180「資料6 特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殼）」参照。

20 —

#### ウ 廃油（廃溶剤）

廃油（廃溶剤）とは、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンである。

30 —

ここでいう廃油は、**有害性の強い廃溶剤である。**（1）で記述した廃油（燃焼性）とは異なる点に注意が必要である。

廃溶剤は、水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設、写真感光材料製造業の溶解施設、表面処理施設から排出された揮発性物質である溶剤を廃棄したものである（資料編P181「資料7 特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）」参照）。

35 —

なお、表面処理施設とは、表面処理剤としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼン、1,4-ジオキサン等を用いる施設である。

40 —

以上の施設から排出される廃溶剤は判定基準とは関係なく、**特定有害産業廃棄物と規定されている。**

## 工 汚泥、廃酸、廃アルカリ

a 水質汚濁防止法施行令別表第1に規定される特定施設及びその他の施設のうち特定の施設を有する工場・事業場で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの

— 5

特定の施設としては、写真感光材料製造業の溶解施設、石油精製業の改質施設、貴金属精錬業の青化法精製施設、石油製品製造業の蒸留施設、及び廃溶剤の蒸留施設、アセチレン精製施設、表面処理施設等が該当する。また、当該施設を有する工場・事業場から排出される水又は生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ並びに特定施設から生じた水、汚泥、廃酸、廃アルカリの処理施設で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリも対象となる。

— 10

有害金属等としては、金属等（アルキル水銀化合物及びHg、Cd、Pb、有機燐化合物（O-P）、Cr（VI）、As、シアン化合物（CN）、Se）、PCB、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン）、農薬類（チウラム、シマジン、チオベンカルブ）のうち、排出元の施設により規制項目が個別に定められているので注意が必要である。

— 15

b DXN特別措置法施行令別表第2に規定する特定施設を有する工場・事業場で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、DXNが判定基準に適合しないもの。

— 20

ここでいう廃酸、廃アルカリは、pHに関係なく、水質汚濁防止法施行令別表第1に規定される特定施設で生じたものであり、（2）で記述した廃酸、廃アルカリ（腐食性）とは異なる点に注意が必要である。

なお、個別の排出源及び判定基準については資料編P182「資料8 特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）」参照。

— 25

### ④ 基準不適合処理物

基準不適合処理物（判定基準に適合しない処理物）とは、①～③の有害金属等を含む産業廃棄物の処理物で、その有害金属等に指定されている物質が判定基準に適合しないものである。

— 30

処理物が液状である場合は、廃酸、廃アルカリに係る判定基準（施行規則別表第2）、それ以外の処理物の場合は判定基準省令の燃え殻等の判定基準に適合しないものである。

## （5）輸入廃棄物由来の特別管理産業廃棄物

輸入された産業廃棄物（法第2条第4項第2号）を主に焼却関連施設で処理して生じたばいじん、燃え殻、汚泥、又はその処理物で判定基準等に適合しないものである。

— 35

— 40

## 2 保管基準・処理基準

法第3条では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されている。このため、事業者は自己の産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準（施行規則第8条）に従い、生活環境保全上支障のないようにこれを保管しなければならない（法第12条第2項）。また、自ら産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物の収集、運搬及び処分の基準（産業廃棄物処理基準）を遵守しなければならない（施行令第6条）。

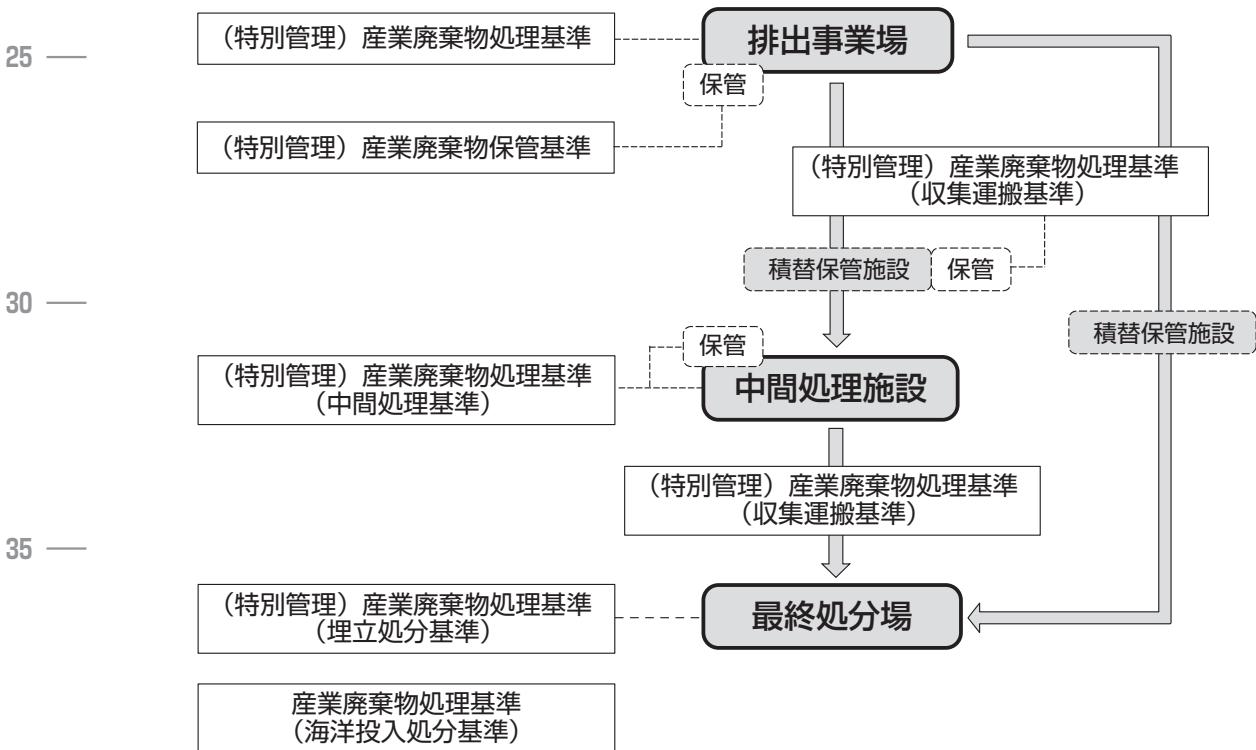
特別管理産業廃棄物の場合は、普通の産業廃棄物の保管基準及び処理基準とは別に特別管理産業廃棄物保管基準及び特別管理産業廃棄物処理基準が定められている（法第12条の2第2項及び施行規則第8条の13、施行令第6条の5）。

これは、特別管理産業廃棄物が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有していることから、これらの被害を防ぐため、保管、運搬車への積込み、処理施設への投入を含め、その取扱いには特に注意する必要があるためである。

この処理基準は、（特別管理）産業廃棄物処理業者の行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分についても、適用される（法第14条第12項（特別管理産業廃棄物の場合は法第14条の4第12項））。

排出事業者にとって、その処理を直接行う上ではもちろん、産業廃棄物処理業者に委託する場合であっても処理基準の内容を理解することは重要である。

なお、保管には、排出事業場における保管、収集運搬の過程において行う積替保管、処分業者が処分前に行う保管などがあるが、いずれの場合にもほぼ同じ保管の基準が適用される（図2.1）。詳細は以降で紹介する。



●図2.1 保管基準、処理基準の適用関係

## 2-1 (特別管理) 産業廃棄物の保管基準

### (1) 産業廃棄物の保管基準

以下に産業廃棄物の保管基準を示す。

- ① 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものとする。 — 5
- ② 見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板（縦及び横それぞれ60cm以上）が設けられていること。表示すべき内容は以下のとおり（図2.2参照）。

ア 産業廃棄物の保管場所である旨

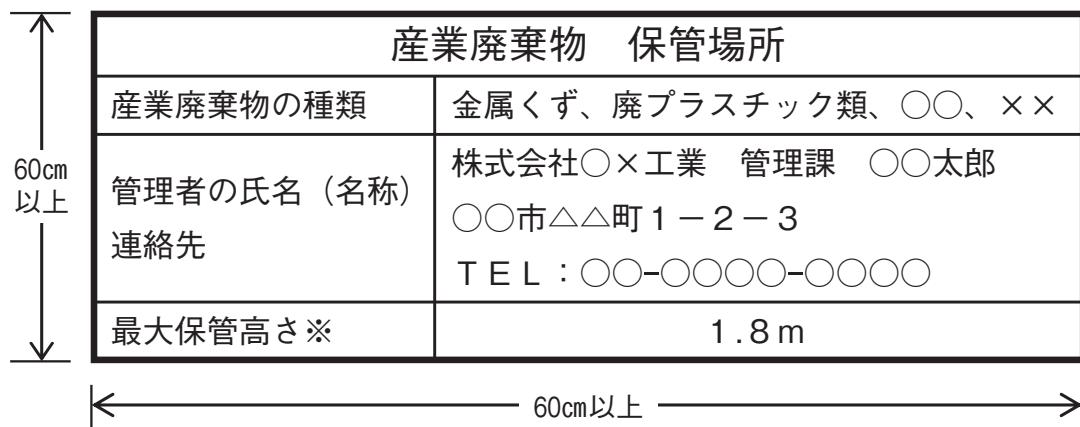
イ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物<sup>\*1</sup>、水銀使用製品産業廃棄物<sup>\*2</sup>又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

ウ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

エ 最大保管高さ（※屋外において、容器を用いずに保管する場合に限る）

※1：石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

※2：水銀使用製品産業廃棄物：水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので環境省令で定めるもの



産業廃棄物 保管場所	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、○○、××
管理者の氏名（名称） 連絡先	株式会社○×工業 管理課 ○○太郎 ○○市△△町1-2-3 TEL: ○○-○○○○-○○○○
最大保管高さ※	1.8m

●図2.2 保管場所における掲示板の作成例

- ③ 保管場所からは、産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫の発生がないように必要な措置を講ずること。具体的な措置は④⑤のとおり。

- ④ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が発生するおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

- ⑤ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが以下に規定された高さを超えないようにすること。

ア 産業廃棄物が保管場所の囲いに直接接しない場合（直接負荷部分がない場合）は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。ここでいう勾配50%とは、角度にして

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

約26.5度である。

イ 産業廃棄物が保管場所の囲いに接する場合（直接負荷部分がある場合）は、囲いから2mまでの内側は、囲いの高さより50cm以下の高さとし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。

5 —

なお、具体的には、次のとおりである（図2.3参照）。

ア) 図中「直接負荷部分のある壁①」とは、構造計算等により産業廃棄物の荷重等が当該壁に作用した場合でも十分な耐力があり、安全である壁をいう。

イ) 「直接負荷部分のある壁①」には、当該壁の上端から50cm下の部分（以下「基準線⑩」という）まで、当該壁を利用して産業廃棄物を積むことができる。

10 —

ウ) 「直接負荷部分のある壁①」から⑩までの横に2mは、基準線⑩の高さで産業廃棄物を積むことができる。

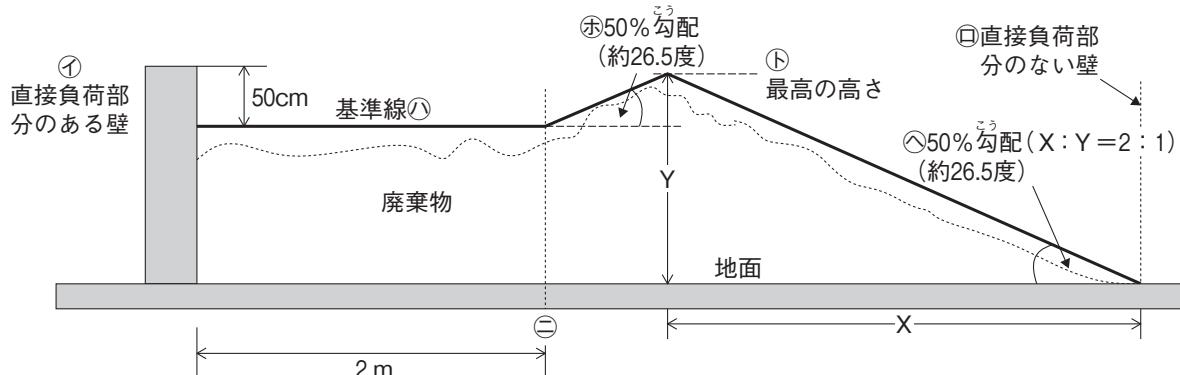
エ) 「直接負荷部分のある壁①」から2m⑩を超えた部分については、基準線⑩の⑩より50%勾配⑩で産業廃棄物を積むことができる。

15 —

オ) 「直接負荷部分のない壁②」については、壁を利用して廃棄物を積むことが危険なため、当該壁を利用することなく、壁の下端から50%勾配⑩で産業廃棄物を積むことになる。

20 —

カ) なお、本例では、積み上げることのできる最高の高さ⑪は、基準線⑩から引ける50%勾配の線⑩と、「直接負荷部分のない壁②」の下端から引いた50%勾配⑩の線の交点の高さ⑪であり、積み上げた産業廃棄物は、⑩、⑩、⑩を結ぶ線の高さを超えることができない。



●図2.3 屋外における保管高さの基準例（容器を用いずに保管する場合）

⑥ 石綿含有産業廃棄物については、次に掲げる措置を講ずること。

ア 保管場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置。

35 —

イ 覆いを設けること、梱包することなど、石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置。

⑦ 水銀使用製品産業廃棄物の保管場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

40 —

**保管の際の留意事項**

- ・①に関して、囲いには保管場所の範囲を確定する役割もあるため、直接負荷部分がない場合でも、コーンや白線等を設けること。
- ・③に関して、廃泥水等の液状又は流動性を呈するものは、貯留槽等で保管する。また、必要に応じ、流出事故を防止するための堤防等を設けること。
- ・④に関して、がれき類は崩壊・流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じて散水を行うなど粉じんの防止措置を講ずること。

— 5

**(2) 特別管理産業廃棄物の保管基準**

特別管理産業廃棄物の保管基準では、掲示板等の文言が「特別管理産業廃棄物」となるが、保管場所の周囲に囲いを設けることや、掲示板を設置すること、屋外で容器を用いずに保管する場合の基準などが同様に適用されることに加え、以下の内容が定められている。

- ① 特別管理産業廃棄物にその他の物が混入するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること（図2.4）。

ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合や特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀が混合している場合等であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

— 10

- ② 特別管理産業廃棄物である燃焼性廃油、PCB廃棄物、廃溶剤（廃油であって有害性の強いもの。P72参照）にあっては、容器に入れ密封し、揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

— 15

- ③ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあっては、容器に入れ密封するなど、当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

— 20

- ④ PCB汚染物であって環境大臣が定めるもの（廃蛍光ランプ用安定器、廃水銀ランプ用安定器等）にあっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

- ⑤ PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

— 25

- ⑥ 廃水銀等にあっては、容器に入れて密封するなど、当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

— 30

- ⑦ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあっては、梱包するなど、当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

- ⑧ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、冷蔵するなど、当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

— 35

— 40